

令和7年度 第2回佐倉市いじめ対策調査会（要録）

1 期 日 令和8年2月17日（火）

2 会 場 佐倉市役所1号館3階会議室

3 出席委員 守田法律事務所辯護士：守田 和正
こどもクリニック mom 院長：川村 麻規子
社会福祉士：小倉 明子
千葉県スクールカウンセラー：伊藤 菜穂子
佐倉市人権擁護委員：吉森 文男

【欠席】

敬愛短期大学教授：大野 雄子

出席職員 佐倉市教育委員会教育長：圓城寺 一雄
佐倉市教育委員会指導課長：山本 健太

事務局 佐倉市教育委員会指導課主幹：松原 和弘
佐倉市教育委員会指導課指導主事：高橋 康道
佐倉市教育委員会指導課指導主事：荒木 達也
佐倉市教育委員会指導課指導主事：御堂 恵

傍聴者 0名

- 4 会議次第
- (1) 開会
 - (2) 教育長挨拶
 - (3) 市のいじめの状況について
(令和7年度12月末現在)
 - (4) 市のいじめ防止対策について
 - (5) 市のいじめ問題の状況及びその防止対策の意見交換
 - (6) 佐倉市いじめ防止基本方針の改定に向けての意見交換
 - (7) いじめ個別事案についての意見交換（以下、非公開）
 - (8) 閉会

5 会議概要

○市のいじめの状況報告について

【委員長】

はじめに、佐倉市の状況報告と対策について事務局から報告をしていただく。

【事務局】

佐倉市のいじめの状況について報告する。資料1の1番「いじめの認知件数」をご覧ください。令和7年度12月末の認知件数は小中あわせて701件だった。昨年度の同時期と比べて5件ほど減少している。ここ数年、増加傾向であったが、今年度は昨年度とほぼ同数となっている。これは、市内の学校に「積極的ないじめの認知」が浸透した結果であると考えている。この701件の内、「いじめ解消」と報告されているのは413件となっている。一見、「解消している件数が少ない!」と感じるかもしれないが、これは、学校が認知後の様子を丁寧に見ているということを表している。国が示す「いじめの防止等のための基本的な方針」には「いじめの解消」については次の2点を基準として示されている。

①いじめの行為そのものが少なくとも3カ月間止んでいること

②そして、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

この2つがそろって初めて「いじめ解消」となる。学校は、単に謝罪をもって安易に解消とするのではなく、認知後の見守りと声掛けを3カ月以上行い、そこで「解消」を判断することになる。認知件数と解消件数に差があるのはこうした丁寧な見守りと見取りによるものであると理解していただきたい。3番のいじめの内容についてご覧ください。いじめの内容で最も多いものは「冷やかしかからかい、悪口など」嫌なことを言われる案件が6割弱を占めている。次いで「軽くぶつかられたり、叩かれたり、けられたりする」が2割強、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする」が2割弱となっている。この3つは例年、上位3項目となっている。続いて、いじめ発見のきっかけであるが、「本人の保護者からの訴え」が最も多く、ついで、「本人からの訴え」が続く。数の比較でいうと、この2つが他を圧倒している状況である。これは、本人が直接SOSを出すことができる風土が形成されているということ、そして、保護者においてもいじめ問題に関心が高いということがうかがえる。

いじめは社会全体の問題として捉え、連携していくことが重要である。そういった観点からも保護者の関心が高いことは意義のあることだと捉えている。一方、保護者が学校に問い合わせるところから、学校のいじめ対応が始まることが多くなっているという側面もある。学校が被害保護者からの信頼を損なわないようにすること、そして丁寧に寄り添った対応をすることが重要である。

続いて、資料2をご覧ください。月別の詳細を示したものである。3段あ

る上段の表の「合計」の欄が認知件数となる。そちらを月ごとに比較していただきたい。4月の数値は、前年度からの見守り案件も加わるので数が多くなっているが、純粹に4月だけの認知としては78件となっている。全体として見ると4～6月、そして10月に認知が多い傾向にある。これは、進学やクラス替えの関係で春先にトラブルが発生しやすいこと、そして、秋口には行事でのトラブルが増えることや、勉強面でのつまずき等ストレスが多くなりがちなどが理由として考えられる。

続いて、資料3をご覧いただきたい。学年別、男女別の認知件数の一覧である。小中学校ともに男子の方が多く発生している。これは例年通りとなっている。そして、小学校2年生で件数が急増することは例年現れる傾向である。また、卒業学年では件数が落ち着くが、小4、小5、中2では認知件数が増える傾向が毎年、多くみられる。いじめの未然防止には、こうしたデータの考察も踏まえた予見のもと、未然防止、早期発見、早期対応が重要となる。

今後も、各学校のいじめ状況を適切に把握し、速やかに連携しながらいじめ問題に取り組んでいく。

○市のいじめ対策について

【委員長】

続いて、市のいじめ防止対策について、事務局から報告をしていただく。

【指導課長】

市のいじめ対策について報告させていただく。今年度も、いじめの月例調査については、継続して行っている。各校から毎月集まるデータを、担当指導主事がとりまとめ、必要な事項に応じた、種々の集計表にまとめ、いじめ問題対策の重要な資料としている。

令和7年7月15日には、いじめ問題対策連絡協議会を開催した。関係機関との連携強化に向けて、有意義な情報交換ができた。そして、今後のいじめ問題への対応では、関係機関との連携がさらに欠かせないものになると実感した。特に警察との連携が今年度はスムーズに行えている。

令和7年7月31日には、「第11回佐倉市いじめ防止こどもサミット」を開催し、いじめについて、「いじめを見つけたときにできることを考えよう」をテーマに考えをまとめ意見を共有した。今年度も、市内34校の小中学生の代表が、市役所に集まり、こどもたちがいじめを見つけた時に「いじめをエスカレートさせないための行動」「いじめを止めること」について考え、スローガンを作成した。こどもたちが作成したスローガンを2つ紹介させていただく。「君が持とう『止める勇気』『伝える勇気』」、「勇気ある一つの行動で未来が変わる 一つの言

葉で救われる」である。こどもたち自身ができることをこどもたちの視点で考えられた時間であった。そして、いじめ未然防止の意識を全体に広めるために、サミットの報告会として、参加児童生徒から全校への発信の場を設定するよう各校に依頼した。さらに、こうした情報を各学校から家庭・地域へも発信することで、いじめ問題を社会全体の問題として取り上げていくことが重要だと考えている。

また、市内の教職員に対しても、管理職を対象とした会議や校内生徒指導研修会、生徒指導担当者会議等の場でいじめ防止対策についての指導を行っている。校内生徒指導研修会では、中学校区ごとにオンラインでつなぎ、指導課指導主事がいじめの積極的認知についての指導・助言や事例検討を行った。とくに、いじめの態様として毎年、最も多く報告される言葉によるいじめについて、こどもたちが悪気なく、また、1つのコミュニケーションとしても使われてしまうような言葉として、「うざい」「きもい」「しね」「きえろ」の4つの言葉を提示し、これらの言葉が市内の学校からなくなるように各校で指導・支援していただくことをお願いした。

教育委員会としては、いじめ問題について、市内小中学校から毎月あげられるいじめに関する月例報告や個別事案の報告等をもとに傾向や要因を考察し、いじめ防止対策や適切な対応につながるように、学校への指導助言を継続していく。

○意見交換

【委員長】

佐倉市のいじめ状況報告といじめ対策についての報告が終わったので、意見質問等の交換に移る。佐倉市のいじめの状況報告、いじめ対策について意見質問があったら、お願いしたい。

【委員】

- ① いじめの認知件数多くなっている。いじめを報告しやすい環境になっていることはよいことである。いじめを軽微なもの大きいものと捉えることが難しいとは思いますが、重大化しそうな事案の増減についてはどうか。
- ② いじめ防止こどもサミットはよい取組である。こどもたち全員がスローガンのような気持ちを持つことができたらいじめはなくなると思うが、各校での発信の場を設定した後のこどもたちの気持ち等についてアンケートをとってまとめたりすることはあるのか。

【事務局】

- ① いじめはどの事案も重大化するものだと捉えている。重大化しそうな事案の増減については、今後、考察が必要である。
- ② いじめ防止こどもサミットについての各学校での発信後に、アンケートの場等を設定したかについては、各校の対応となっている。

【委員】

いじめ問題は当事者として考えることが大切である。自分自身のこととしてこどもたちへ落とし込むことが重要であると考え。佐倉市はとてもよくやっていると思うが、さらに取組を進めていただきたい。

【委員】

いじめの態様として、いつも多いものが、「冷やかし・からかい」に関することである。これらは、教師から言われるということもあるようである。教師から言われたことを気にしている児童生徒は少なからずいる。大人の声掛けをこどもは学校の中で見て、それをモデルにしてしまうことがある。「先生が言っているから自分たちもいいんだ」と考えてしまうこどももいる。

【事務局】

中学校区生徒指導研修会では教師がいじめを助長することがないようにすることも指導をしている。生徒指導提要にも、教師の「不適切な指導と考えられ得る例」というものがある。今後も、教師へ指導していく。

【委員長】

いじめ防止こどもサミットの参加児童生徒はどのように選ばれているのか。また、いじめに関わった児童生徒は参加させているのか。

【事務局】

参加児童生徒は、各学校が選出している。生徒会や各学校の上級生で、話し合いの場に対応できる児童生徒が参加しているという印象である。各校は、児童生徒が参加して得たことを学校に持ち帰り、学校での風土を作ることに繋がっている。

【委員長】

いじめをしてしまった生徒についても、傍聴させるなどしたらどうか。

【事務局】

傍聴については、検討事項となる。

【委員】

資料2 ページ相談状況について、昨今 AI に相談しているとの報道があった。この資料に載らないものとして、AI に相談している可能性がある。表面化していない相談等についてどう対応していくか、今後データをみていく視点に入れていただきたい。

いじめ防止のための教育委員会の各校への指導・支援について、各校の持っているノウハウや教師の技量等で差が出てくるのではと感じる。それについてどう対応しているか。

【事務局】

生徒指導研修会等で好事例を共有している。

【委員】

相談をするということだけでなく、相談のプロセスまで指導していただきたい。

【委員】

いじめ防止こどもサミットでの標語は事前にお問い合わせなのか、それともその場で作成したのか。

【事務局】

児童生徒が話し合っってその場で作ったものである。

【委員】

参加生徒は何名か。

【事務局】

各校1名ずつ34名である。

【委員】

人権標語コンテストのというものがある。応募が2000通くらいある。いじめに関することが多い。学校によって応募に差がある。積極的に参加していただ

きたい。

12月の人権週間の際に、集会をするかどうかは、各校によると思われるが、人権擁護委員は夏休みに人権教室を学童保育で行っている。人権週間の集会を全学校で行うことや、人権教室の活用等検討していただきたい。

【委員長】

様々な観点からご意見をいただくことができた。事務局は、この調査会での意見を、今後のいじめ対策に生かすようお願いする。

○佐倉市いじめ防止基本方針の改訂について

【委員長】

続いて、佐倉市いじめ防止基本方針の改訂について、事務局から説明をしていただく。

【事務局】

佐倉市いじめ防止基本方針の改訂に向けてのことにつきまして、説明させていただきます。

現行の本方針は平成27年作成のものである。現行の方針は平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法等を参照し、作成されたものになる。いじめ防止対策推進法の改訂は現在、されてないが、この法が施行された後も「国のいじめ防止等のための基本的な方針」「千葉県いじめ防止基本方針」「生徒指導提要」「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の改訂や国や県からのいじめ問題についての通知等があり、現行の市のいじめ防止基本方針をより現状に沿ったものにする必要があると考えられ、今回、改訂に向けての準備をしている。

「佐倉市いじめ防止基本方針(案)」「新旧対照表」に目を通していただき、皆様のご視点でお気づきの点があったら、ご意見を頂きたい。

改定内容につきまして、私から補足をさせていただきます。これまでと同様の方針である部分は多くある。一方で、国や県はいじめ問題に関する方針や文書の表現を取り入れたことと、いじめの積極的認知、改訂された生徒指導提要にある生徒指導の実践上の4つの視点、いじめ問題の警察との連携について、国が示した具体的な状況例を反映させた。また、現状の市教委の取組がよりわかりやすくなるような表現とした。

○意見交換

【委員長】

佐倉市いじめ防止基本方針の改訂についての説明が終わったので、意見質問等の交換に移る。佐倉市のいじめの状況やいじめ対策について意見質問があったら、お願いしたい。

【委員】

文章を直すことについては任せたい。4ページに書いてある地域関係機関の役割、家庭の役割など分担してある。学校は研修等で指導周知できるだろうが、地域住民は知れるか。また、家庭の役割というものを家庭にどのように伝えていくか。

【事務局】

指導課ホームページへ佐倉市いじめ防止基本方針を掲載している。家庭への協力は、各校が実態に応じて、取り組んでいる。いじめ対策は社会全体でという姿勢で取り組むことが重要である。

【委員】

地域の高齢者が子どもを見守っている。学校が地域の中心であると考え。学校と自治体と地域の連携必要である。地域住民に知らせる方策があっても良いのではないだろうか。ホームページではなく紙じゃないと見られない地域住民もいる。佐倉市いじめ防止基本方針があることを知らない地域住民もいる。こういうものがあるということを知っていれば、何かを見つけたときにどうすればよいかわかる。

【委員】

子どもを守っているのは地域の高齢者であり、とても大事なことである。自発的に通学路を見てくれている人もいる。地域住民がいじめを発見した時にどこに連絡をすればよいか知っていれば、今まで見えなかったいじめが見えてくる可能性がある。

また、時代の変容に合わせて改訂することは必要なことである。それに加えて、各学校が基本方針に則って指導していただくことが大切であり、それについては指導課にお願いしたい。

【委員】

「こども」という言葉の表記について、現在の案では「子供」となっている。こういった表現については検討していただきたい。

【事務局】

佐倉市は、全庁で「こども」を使っているが、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」では「子供」という表現を使用している。市の行事であるいじめ防止こどもサミットはひらがなにしている。いじめ防止基本方針も表記について課内で議論になったが、国の表記に合わせるということになった。

【委員】

いじめ対策推進法には「子」という表記になっていた。

【事務局】

国や県のいじめ防止基本方針で「子供」になっているか、あらためて確認し、表現の検討をする。